

大牟田市協働のまちづくり推進条例(素案)に係る市民意見募集の結果について

1. 市民意見募集の実施状況

- (1)実施期間 平成27年6月1日(月)～6月30日(火)
- (2)周知方法 「広報おおむた」、市ホームページ
- (3)閲覧場所 市民協働総務課、情報公開センター、各地区公民館、
市民活動等多目的交流施設(えるる)、市立図書館、市ホームページ
- (4)提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール
- (5)募集結果 3名から11件の意見が寄せられた

2. 提出された意見に対する市の考え方(意見の内容については要約して記載)

(1) 条例に関する意見(条文の変更までは行なわず参考とする意見)

No.	意見の内容	市の考え方
1	前文にある「コミュニティの衰退等」は「地域コミュニティの衰退等」としたほうがよい。また、まちづくりにおいては、人(組織を含む)の育成の視点が必要だと思ふ。	前文では「コミュニティの衰退等」の前に「地域への関心の希薄化による」という説明を加えており、「地域コミュニティの衰退等」と同じ意味合いになるような表現としています。 また、協働のまちづくりを推進していくためには、まちづくりを担う人材の育成は大変重要になりますので、前文及び第17条において、まちづくりの担い手となる人材の育成について定めているところです。
2	市民の権利と責任を明らかにすることが必要。	この条例は、いわゆる自治基本条例といわれるものではなく、市民と市等との協働のまちづくりの推進を目的とした条例であることから、協働の観点からの市民と市等の役割について定めているところです。
3	市民に対して市が情報を積極的に提供すべき。	市民と市の協働を推進するうえで市が市民に対し情報を発信し、提供することは大変重要なため、第7条において市はまちづくりに関する情報を積極的に発信し、情報提供するよう定めています。

4	校区まちづくり協議会等と地域コミュニティ組織等の定義が必要なのではないか。	<p>校区まちづくり協議会等は第13条において、地域コミュニティ組織と規定しており、具体的には校区まちづくり協議会や町内公民館等の地域コミュニティにおける組織体のことを指しています。</p> <p>また、第18条に規定している地域コミュニティ組織等とは地域コミュニティ組織の他、事業者などの様々なまちづくりの主体を表す言葉であることから、等という表現を使用しています。</p>
5	議会の役割や総合計画の策定に関する条項が定められていない。	この条例は、いわゆる自治基本条例といわれるものではないため、議会の役割については大牟田市議会基本条例に、総合計画の策定については大牟田市総合計画条例においてそれぞれ定められています。

(2) 条例に関する質問

No.	質問の内容	市の考え方
1	市外居住者を市民といえるのか。	市内に居住する人に限らず、市内に通勤・通学する人を市民に加えることによって、本市に関わりのある幅広い人々が協働のまちづくりの担い手となることにより、様々な地域課題の解決を可能とすることができるため、市内に通勤・通学する人を含め市民としています。
2	市民等とは誰を指すのか。また市民等に議会は含まれるのか。	<p>市民等とは、第2条の用語の定義に定められているとおり協働のまちづくりの主体となる、市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業者のことを指しており、この中に議会は含まれていません。</p> <p>なお、市民と議会とのあり方については大牟田市議会基本条例において定められています。</p>
3	第5条の規定だけで本当に市の役割が果たせるのか。	<p>この条例はいわゆる自治基本条例といわれるものではなく、市民と市等との協働のまちづくりの推進を目的とする条例です。このため、第5条では協働のまちづくりを実現していく上での、市民や市等の役割分担という視点から、市の行財政運営や市民ニーズの把握、市民等との信頼関係の構築等の市の役割について定めています。</p> <p>なお、この他にも協働のまちづくりを推進するためには、市職員の意識改革と職務能力の向上も必要となることから、第6条において職員の育成等を市の役割として定めています。</p>

(3)その他の意見

No.	意見の内容	市の考え方
1	条文の表現がわかりにくい。だれにでもわかるようなわかりやすい文章で作成すべき。	この条例においては、できるだけ簡潔でわかりやすい表現にすることを心がけていますが、基本的な形式や用語の使い方等一定のルールを踏まえる必要があります。 今後、よりわかりやすいハンドブック等を作成し、市民への条例の周知を図っていきます。
2	今後も地域コミュニティの衰退は続くと考えられるため、インターネットやスマホ等のコミュニケーション手段を活用し、新たなコミュニティを形成し、まちづくりの担い手として活かす必要がある。	インターネットやスマホ等の新たなコミュニケーション手段の活用は、地域コミュニティの活性化においても寄与するものと考えます。 また、この条例においては市民活動団体について、地域の枠を越えたコミュニティの担い手として考えており、市民活動団体の役割やその支援のあり方についても定めているところです。
3	大牟田市協働のまちづくり推進委員会の公募委員の再任は避けるべき。	市の附属機関である審議会等の委員の再任については、大牟田市附属機関設置条例に関する意見として参考とさせていただきます。